

第1条 名称

本連合は、日本痛み関連学会連合（英語名：Union of Pain-related Associations in Japan）と称する。

第2条 目的

本連合は、痛みまたは痛みを伴う疾患や病態の分析・解明およびその治療に関する研究を行う学会が連合し、広く痛みに関する医療者・研究者の交流をはかるとともに国や地域に対して疼痛研究および疼痛医療の研究を行う学会を代表する連合として社会に貢献することを目的とする。また国際的な研究機関及び組織などとの連携協力を行う。

第3条 事業

本連合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 参加する会員学会間の交流、情報交換、学術集会やシンポジウムの共同開催、教育研修会の開催他
- (2) 社会、政府、関係機関の疼痛に関わる要請に対応し、会員学会との情報共有・交換の上、適切なアドバイス、提言を行う。
- (3) 痛みを伴う疾患に対する治療に関する種々の情報を各会員学会間で共有する
- (4) 疼痛科学及び疼痛治療関連の研究・教育・臨床に関する活動を支援する
- (5) 国内外の研究機関及び組織との協力の推進
- (6) その他本連合の目的を達成するために必要な事業

第4条 会員

本連合は第3条の目的に賛同する以下の要件を満たす専門学会によって構成され、それぞれの専門学会を1会員（以後、「会員学会」という）とする。

- (1) 学術学会で、この連合の目的に賛同する団体であること
- (2) 全国的に組織されたものであること
- (3) 研究者・医療者の自主的な集まりであり、研究者・医療者が主たる構成員であること
- (4) 定期的に学術集会を開催していること

第5条 評議員

本連合には会員学会から選出された評議員による評議員会をおく。会員学会からの評議員は各2名とし、1名は会員学会の運営を統括しているもの（理事長、代表理事など学会を代表して意見を述べる事が出来るもの）及び各会員学会から推薦された1名（計2名）とする。

② 病気等により役員がその職務執行ができなくなった場合、会員学会は速やかに新たな評議員を推薦しなければいけない。

第6条 役員

本連合には評議員会から選出した次の役員をおく。役員は前条に定める評議員会における評議員の互選によって選出する。

- (1) 連合代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 監事 2名

第7条 任期

役員任期は2年とする。2期を超えてその任に留まることは出来ない。

第8条 評議員会

評議員会は会員学会の学術集会に合わせて、毎年1回以上開催する。また、連合代表が必要と認められた時、あるいは評議員の1/3以上の要求があったときに臨時評議員会を開催する。

第9条 会費

会員学会は本連合の運営費として、入会金10万円、年会費3万円を納める。2年間滞納した会員学会は評議員会で議決の上、除名することができる。

②本連合の評議員会への参加交通費は、各会員学会の負担とする。

③入会金及び運営費は事務局で管理し、評議員会の開催経費やホームページ作成費及び維持管理費用などの本連合の運営経費および本連合の目的達成のために使用する。

第10条 会計

本連合の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年の9月30日に終わる。

第11条 監事

監事は評議員会において、事務局から提出された前年度の収支報告に対する監査報告を行う。

第12条 事務局

当面の間、本連合の事務局を、連合代表を輩出した会員学会の事務局に置く。

日本疼痛学会事務局

兵庫医科大学解剖学神経科学部門内

住所 兵庫県西宮市武庫川町1番1号

第13条 設立時会員

本連合設立時の会員学会は、次の通りである。

日本疼痛学会

日本ペインクリニック学会

日本慢性疼痛学会

日本腰痛学会

日本運動器疼痛学会

日本口腔顔面痛学会

日本ペインリハビリテーション学会

第14条 入会・脱退

本連合への入会及び脱退は、所定の申込書を事務局に提出する。連合代表は評議員会に諮り全評議員の3/4以上の賛同をもって承認される。

② 本連合からの会員学会の除名は合議の上、全評議員の3/4以上の賛同をもって承認される。

第15条 会の解消

本連合の解消は合議の上、全評議員の3/4以上の賛同をもって承認される。

第16条 委員会

本連合の目的の遂行のために必要な場合、評議員会の1/2以上の賛同を得ることで委員会、タスクフォースを置くことができる。尚、委員会またはタスクフォースの責任者は連合代表が務めるが、

実務については評議員会の議を経て会員学会から適任者を選ぶことができる。

第17条 規約改正

本運営規約は評議員会で全評議員の2/3以上の賛同をもって改正することが出来る。

附則

本連合の設立年月日は2020年10月1日とする。

附則

この改正は、2020年11月6日より適用する。